

I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進

あらゆる人の人権とその多様性を尊重できる社会を実現するためには、一人一人がジェンダー*1平等について意識を高めていく必要があります。

これまで男女平等意識「男は仕事・女は家庭」、「男は主要な業務・女は補助的業務」などの形成固定的な性別役割の考えや、性別に取り組んできましたより社会が一期待する態度・行動や外見・言動に基づいた思い込み・偏見から差別が生まれ、その結果、一人一人のやりたいことが制限されたりする場合があります。

人々の意識や習慣というもの・慣習は個人から集団、さらに更に更に成長の過程において、様々な状況の中で多層的に折り重なっているものであり、あらゆる視点から時間をかけて向き合っていく必要向き合うことがあります。また求められます。そのため、固定的な性別役割の意識等の無意識の偏見と思い込み（アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見や思い込み）を生じさせない意識啓発や教育が必要とされています。

また、人間には、一人一人、年齢や性別、価値観やライフスタイルなど多様な個性や特性があります。「性（セクシュアリティ）」についても、出生時に割り当てられた性別と性自認（心の性）が一致している場合もあれば一致しない場合もあり、また、性的指向（好きになる性）が異性の場合や同性の場合、好きになる性はいない場合があるなど、性のあり方は人それぞれです。区では、文京区職員・教職員のための「性自認および性的指向に関する対応指針」を策定し、理解促進のための取組を進めているところです。

子どもから大人まで、生涯にわたる教育・学習を通じて、一人一人の違いや多様な生き方や性を尊重し、性別などにかかわらずよって差別を受けず、全ての人とその個性と能力を発揮していけることができる社会を目指していきます。

*1 ジェンダー…生物学的な差異に基づく男女の性別ではなく、社会的、文化的につくられた性差をいい、人々の意識の中につくられた「女性像」「男性像」を指す広い概念

【委員意見】

ジェンダーの中の社会的役割、その役割が規範となつて、人の生き方を縛っている旨を追加してはどうか。

【委員意見】

中項目に、3性自認及び性的指向に対する理解促進があるため、大項目の説明文にSOGIについての記載を追加すること。

【委員意見】

性別などによって差別を受けてきたという背景があると思うため、性別などによって差別を受けずという文言をいれてほしい。

1 一人一人の人権を尊重するジェンダー平等教育の推進

- (1) 幼少期からの教育の場における学びの機会提供の推進
- (2) 生涯学習における学びの機会提供の推進
- (3) 【新規】理工系分野で活躍する女性の人材育成

2 ジェンダー平等の意識を高める広報・啓発等の推進

- (1) ジェンダー平等の実現に向けた啓発の充実
- (2) あらゆる機会を活用した広報

3 【新規】性自認及び性的指向に対する理解促進

- (1) 【新規】多様な性に関する理解促進
- (2) 【新規】区職員・教職員への啓発

4 政策・方針決定過程における男女平等参画

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

5 地域社会における男女平等参画

- (1) 地域活動への参画のための活動支援
- (2) 男女平等センターを拠点とした推進

6 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進

- (1) 男女平等参画の視点に立った災害時対応
- (2) 防災に関する活動等への女性の参画推進

Ⅱ あらゆる人の職業生活における活躍の推進 【女性活躍推進計画】

平成28年に施行された女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍できる社会等を目指すことを目的とした「女性活躍推進法（平成28年施行）」は、令和元年に改正され、女性活躍に関する民間事業主の情報公表の義務が強化されました。このように、社会における女性活躍への取組の強化や機運が高まるとともに、ワーク・ライフ・バランスへの理解が進むなど、働くことに対する個人の考え方や企業の在り方について変革が求められています。

しかしながら、社会のあらゆる分野において男性の方が優遇されていると感じる人は多く、仕事と家庭生活、個人の生活のバランスについて、希望と現実の差も依然として大きくなっています。

単身世帯や共働き世帯、ひとり親世帯の増加など家庭の在り方が変化する中で、これまでのように仕事優先の働き方を求めるのではなく、家事や育児、介護など多様な事情や背景を持った人が働き続け、その能力を発揮し、活躍することができるような環境を整備していくことが必要があります。

また、多様な人材の能力活用の観点においても、女性があらゆる職業の重要な担い手となることが求められています。働く場における男女間の均等な機会を確保する取組を行い、働くことを希望する女性の就業を支援していきます。

【事務局】
女性活躍推進法の説明を追加

【事務局】
仕事と家庭生活、個人の生活のバランスについては、中項目1ワーク・ライフ・バランスで説明しているため、削除

【事務局】
女性の就労・再就職、起業等への支援についての記載を追加

1 ワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) 【新規】男性が家事・育児・介護に主体的に関わる取組の推進
- (2) 子育てへの支援
- (3) 保育環境の充実
- (4) 介護者等への支援

2 自らの能力を発揮し、活躍できる就業環境整備の推進

- (1) 働きやすい職場環境の整備・支援
- (2) 女性の就労・再就職、起業等への支援
- (3) 多様で柔軟な働き方の支援

Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援

性別にかかわらず、全ての人が個人として尊重され、**性別性差**等により差別的な取扱いを受けないこと、個人としてその能力を発揮する機会を確保されることなど、人権の尊重が求められています。配偶者、**パートナー**等からの暴力や、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントをはじめとした様々なハラスメント行為、子どもや若年層に対する暴力等の防止・根絶に向けて、個別の支援強化を図るとともに全ての暴力を許さない**社会づくり社会**を目指していきます。

加えてこれらは、子どもや女性など**立場的に弱者**とされる**方々**が被害者となるケースが多く、社会的・経済的に不安定な状況において、打撃を受けやすいことも課題となっています。家庭内など外部からは発見されにくい場で起きていることも多いため、**個人と支援を結び付ける**相談体制や支援内容の周知を徹底して**いきます****早急な支援**につなげてきます。

また、「性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」は、妊娠や出産について、自らの意思で選択・決定するものであり、**女性を****はじめとして全ての人々**の生涯にわたる心身の健康と密接に関わるものです。**男女性****別**を問わず、お互いに理解し合い、人権を尊重しながら身体的・精神的・社会的な健康を維持することができるよう推進していきます。

【委員意見】

特に暴力に関しては、どんな人々の間でも起きることなので、配偶者だけでなく、「パートナー」も入れる必要があると思う。

【委員意見】

DVを受けている男性被害者は言い出しにくいという現状があるため、「女性をはじめとして全ての人々」と修正したほうが、より現状を反映している。

1 配偶者等からの暴力の根絶と支援【配偶者等暴力防止基本計画】

- (1) 配偶者等からの暴力の防止と啓発
- (2) 【新規】早期発見と相談体制の充実
- (3) 被害者の保護から自立・生活再建までを支援する体制の整備
- (4) 【新規】児童等への虐待の防止と支援

2 あらゆる暴力の根絶

- (1) 【新規】子ども・若年層に対する暴力の根絶に向けた対応
- (2) 様々なハラスメントや暴力の防止・対応
- (3) 性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応

3 生涯を通じた健康支援

- (1) 性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の普及・啓発
- (2) 保健指導・健康診査の充実

4 人権の尊重と自立への支援

- (1) 啓発・相談機能の充実
- (2) 貧困等複数の困難を抱える人への各種支援制度の整備

IV 推進体制の整備

文京区男女平等参画推進条例では、区と区民、事業者が主体的に、協働して男女平等社会の実現に向けて取り組むことが義務付けられています。

変更なし

区は、国や都、大学、企業、民間団体等と連携し、計画の推進を図るとともに、区職員の意識啓発を進めていきます。

1 庁内等推進体制の整備・充実

- (1) 文京区男女平等参画推進条例の推進
- (2) 計画の推進と評価体制の確立
- (3) 区職員への意識啓発及び人材育成
- (4) 苦情申立制度の運用

2 国際社会と国内の取組の積極的理解・連携

- (1) 国際社会の取組との連携
- (2) 国連持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）*1、女性のエンパワーメント原則（WEPS）*2 の周知・推進
- (3) 国・都・大学・企業・民間団体との連携の強化